

イ. 平成23年度から平成26年度までの教育課程

区 分	卒 業 要 件 単 位 数						
	学 科	E 電気電子工学科	H 電子機械工学科	J 機械工学科	N 基礎理工学科		
総合科目	人文・社会・自然群		8～25単位				
	外国語群	選択必修科目	4～23単位				
		選 択 科 目	0～19単位				
		計	6～23単位				
	健康・スポーツ群		3～6単位				
	キャリア形成群	必 修 科 目	4単位	-			
		選 択 科 目	2～19単位	6～23単位			
		計	6～23単位				
計		24～40単位					
専 門 教 育 科 目	基礎専門科目	必 修 科 目	11単位	5単位	5単位	5単位	
		選 択 科 目	13～29単位	19～35単位	19～35単位	19～35単位	
		計	24～40単位				
	専 門 科 目	必修科目	卒 業 研 究	8単位			
			卒業研究以外	36単位	12単位	35単位	8単位
		選択必修科目		-	-	a) 8～14単位 b) 4～14単位	a) 2～4単位 b) 2～4単位 c) 2～4単位
		選 択 科 目		12～36単位	36～60単位	0～25単位	28～58単位
		特別選択科目		0～10単位	0～8単位	0～10単位	0～10単位
		計		56～80単位			
	合 計		128単位				

2 年次進級要件	<p>1. 休学・停学期間を除き1年以上在学していること。</p> <p>2. 総修得単位25単位以上を修得していること。</p> <p>3. 次の授業科目の単位を修得していること。</p> <p>電気電子工学科：学科専門科目のうち、1年次配当の必修科目 10単位中2単位以上</p> <p>電子機械工学科：(授業の科目, 単位の指定はない)</p> <p>機 械 工 学 科：(授業の科目, 単位の指定はない)</p> <p>基 礎 理 工 学 科：(授業の科目, 単位の指定はない)</p>
3 年次進級要件	<p>1. 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。</p> <p>2. 総修得単位60単位以上を修得していること。</p> <p>3. 次の授業科目の単位を修得していること。</p> <p>電気電子工学科：学科専門科目のうち、1～2年次配当の必修科目30単位中14単位以上</p> <p>電子機械工学科：(授業の科目, 単位の指定はない)</p> <p>機 械 工 学 科：(授業の科目, 単位の指定はない)</p> <p>基 礎 理 工 学 科：(授業の科目, 単位の指定はない)</p>
4 年次進級要件	<p>1. 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。</p> <p>2. 卒業要件単位数のうち100単位以上を修得していること。</p> <p>3. 次の授業科目の単位を修得していること。</p> <p>電気電子工学科：学科専門科目のうち、1～3年次配当の必修科目36単位から、下記の単位を含む26単位以上。</p> <p>工学基礎実験 2 単位, 電気電子工学実験1 2 単位, 電気電子工学実験2 2 単位, 基礎電磁気学・演習 2 単位, 電気回路1 2 単位, 基礎電子回路 2 単位, 電気回路演習 2 単位, プレゼミナール 2 単位</p> <p>電子機械工学科：必修科目(卒業研究除く)17単位中、プレゼミナール 2 単位を含む13単位以上</p> <p>機 械 工 学 科：学科専門科目のうち、1～3年次配当の必修科目35単位中24単位以上</p> <p>基 礎 理 工 学 科：プレゼミナール 2 単位</p>
卒業要件	<p>休学・停学期間を除き4年以上在学し、卒業要件単位数128単位以上を修得していること。</p>

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、50単位を超えないものとする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した者が、履修指導により認められた場合は、この限りではない。また、一旦不合格となった科目を履修するとき、当該科目の単位数についても履修制限単位数に含めない。

(注2) 留年生に対する特例処置

- ①留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。3年次進級要件を満たした場合は、次年度に3年次へ進級することができる。
- ②留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。ただし、キャリア設計及びインターンシップの履修は認めない。4年次進級要件を満たした場合は、次年度に4年次へ進級することができる。
- ③上記①②とも
  - ・低学年配当の必修科目を優先に履修する。